

平成29年度 デザインによる子どもの創造性を育む教育モデル事業 企画運營業務委託仕様書

1 事業名称

デザインによる子どもの創造性を育む教育モデル事業企画運營業務委託

2 事業目的

デザインによる創造的な力を活用しながら、問題解決を図る方法が広く取り入れられるようになり、これらの力を低年齢期から育成する必要性が求められている。

この事業は創造性や発想力を持った人材を低年齢期から育成するため小学生にデザイン手法を用いたカリキュラムを実施し、教育現場への展開を図ることをめざす。

3 委託期間

契約締結日から平成30年3月31日（土）まで。ただしモデル授業の実施は契約締結日から平成30年2月28日（水）までとする。

4 実施場所

大阪市内小学校またはその他の会場

5 事業内容

小学校では学級担任が全教科を担当するため、デザインを活かした教育を専門的に行うのは難しい。そのため、当財団のもつデザイン人材資源を活かし、デザイナーと学識経験者、教育関係者を交えた有識者会議を設置し、教育現場で活用できるデザイン手法を使った創造性教育のカリキュラム案を開発し、モデル授業を提案する。これまで作品制作を主眼としてきた小学校の美術教育等に、デザイナーやプロの芸術家等の外部の専門人材を派遣し、デザイン手法を取り入れたカリキュラムにより、子どもたちが直接本物に触れ、モノやコトを身体全体で感じとり、豊かな創造性や発想力、他者への伝達力やコミュニケーション力を養うモデル授業として発展・展開していく。

6 委託業務内容

(1) 企画・提案の作成

- ・小学生を対象とした、教育現場で広く活用できるデザイン手法を用いた創造性を育む

- カリキュラムの提案（少なくとも2案を提案すること）
- ・児童が自らの持つ感性や創造性を表現できる内容であること
- (2) モデル授業の実施・運営
 - ・モデル授業については上記の企画・提案内容に基づきモデル授業実施校の対象学年の担任と十分な協議を行い、学校側の希望・課題について最大限、加味した内容とするよう留意すること。
 - ・モデル授業全体のコーディネートを行い、必要に応じて教材、人材・人員を提供するなどの支援を行うこと。
 - ・モデル授業は、市内小学校の既存のクラス（2学年各2クラス）を想定し、場所は当センター指定の小学校で実施するものとする。
 - ・連続2限の授業時間（約90分）内で行うこと
 - ・モデル授業の実施に当たっては、講師（1名）と補助員（2名）の選定・確保をするとともに、担任も交えたカリキュラムの進行に配慮すること。
 - ・モデル授業実施に当たり、講師及び補助員の謝礼については、委託事業費とは別途に当センター規定により支払う。ただし実施に必要な物資等一式（教材及び運送費等）は受託者が負担すること。
- (3) 検証・分析業務
 - ・モデル授業実施後に教師、有識者と共に効果検証を行い、次年度以降の事業実施に向けて活用できるようにする。
 - ・受託者はモデル授業実施後に、事業実施報告書を提出すること。当該実施報告書については、事業内容、事業実施結果、事業の成果・発展性、今後の課題等を分析し作成すること。
 - ・事業実施報告書は600部を作成し、平成30年3月9日（金）までに納品すること。
 - ・事業実施報告書の作成及び印刷製本費は受託者が負担すること。

7 留意事項

- (1) モデル授業を実施する小学校については大阪デザインセンター（以下「当センター」という。）が有識者会議と協議のうえ決定する。
- (2) カリキュラム案及びモデル授業の内容については、当センター、有識者会議と適宜打ち合わせ協議を行い、必要に応じて助言を受けることとする。
- (3) 事業の実施にあたっては、参加教師・児童の主体性・創造力を損なわないよう、その意見を尊重し、協議のうえ、受託者の持つノウハウや知識を加味した支援やアドバイス、運営補助等を行うこと。
- (4) モデル授業の様子について、当センターにおいて動画撮影を行う。この動画並びに事業実施報告については、その一部を公開することもあるので留意すること。
- (5) 本事業は、公益財団法人JKA（以下「JKA」という。）より競輪事業の収益金を

原資とする補助を受けており、その対象事業であることを広報等で明示する必要がある。また必要に応じてJKAの調査を受ける場合があることに留意すること。

8 その他

- (1) この仕様書及び募集要項に定めのない事項については、その都度、当センターと有識者会議、受託者において適宜協議、調整を行い決定することとする。
- (2) 受託者は本業務上知りえた個人情報等の適切な取り扱いに留意すること。
- (3) 本業務において作成したカリキュラム案及び実施したモデル授業内容に関する著作権は、当センターに帰属するものとする。
- (4) 本業務の実施にあたっては、労働基準法及びその他関係法令を遵守すること。

9 事業担当

一般財団法人大阪デザインセンター 業務部 担当:河合

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 10 階 A-1

TEL : 06-6615-5571 FAX : 06-6615-5573

E-Mail : odc@osakadc.jp